

①障がいが2つ

政令別表第2に示す1～7までの障がい2つ重複する場合
※視力障がいと視野障がいの2つで認定することはできない。

②障がい3つ以上

政令別表第2に示す1～7までの障がい1つ、かつ、次表に示す障がい2つ以上重複する場合
※視力障がいと視野障がいの2つで認定することはできない。

③障がい単一(肢体の障がい)

政令別表第2に示す3～5のいずれかに該当し、日常生活動作評価表が10点以上のもの

④障がい単一(内部の障がい)

政令別表第1に示す8に該当し、安静度表が1度のもの

⑤障がい単一(精神の障がい)

政令別表第1に示す9に該当し、日常生活能力判定表が14点以上のもの

別表第2から2つ

別表第1の8に該当

別表第1の9に該当

別表第2から1つ

別表第2の3～5のいずれか1つ

次表から2つ

日常生活動作評価表10点以上

安静度表1度に該当

日常生活能力判定表14点以上

別表第1

1	両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障がい有するもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失つたもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障がい有するもの
8	身体機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が1～7と同程度以上認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障がいであつて、1～8と同程度以上認められる程度のもの
10	身体機能の障害若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であつて、その状態が1～9と同程度以上認められる程度のもの

別表第2

1	次に掲げる視覚障害
(1)	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
(2)	一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
(3)	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
(4)	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障がい有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障がい有するもの
4	両下肢の機能に著しい障がい有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がい有するもの
6	身体機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が1～5と同程度以上認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	精神の障がいであつて、1～6と同程度以上認められる程度のもの

次表

1	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
2	両耳の聴覚レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に極めて著しい障がい有するもの
4	そしゃく機能を失つたもの
5	音声又は言語機能を失つたもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7	1上肢の機能に著しい障がい有するもの、又は1上肢の全ての指を欠くもの、若しくは1上肢の全ての指の機能を全廃したもの
8	1下肢の機能を全廃したもの、又は1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障がい有するもの
10	身体機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が1～9と同程度以上認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11	精神の障がいであつて、1～10と同程度以上認められる程度のもの

日常生活動作評価表

動作	0点	1点	2点
タオルを絞る	ひとりできる	ひとりできてもうまくできない	ひとりでは全くできない
とじひもを結ぶ	5秒以内にできる	10秒以内にできる	10秒ではできない
かぶりシャツを着て脱ぐ	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分ではできない
ワイシャツのボタンをとめる	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分ではできない
すわる(正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する)	ひとりできる	ひとりできてもうまくできない	ひとりでは全くできない
立ち上る	ひとりできる	ひとりできてもうまくできない	ひとりでは全くできない
片足で立つ	ひとりできる	ひとりできてもうまくできない	ひとりでは全くできない
階段の昇降	ひとりできる	ひとりできてもうまくできない	ひとりでは全くできない

安静度表

項目	1度(絶対安静)	2度(終日横になつてゐる)	3度(短時間離床してよいが、主に横になる)
食事	寝たまゝ食べさせてもらう	横になるか又は物にもたれて食べる	食事又は食堂で食べる
排便	便器を使う		便所へ行く
面会談	いけない	安静時間以外の時間に連続15分以内	安静時間以外の時間に連続30分以内
歩行	いけない		室内のみ(最小限)
清拭と入浴	入浴は不可、清拭は医師の医師による	入浴はいけない、清拭は人にしてもらう	
洗髪	いけない	人に拭いてもらう	月に1回
外来受診	外来受診はいけませんが、病状について常に医師と連絡を保つ		室内でできる極めて軽いことに限る
自由時間の内容	自由時間はない		
禁止事項	日光浴・飲酒・煙草・体操・声楽・湯治など		

日常生活能力判定表

動作及び行動の種類	0点	1点	2点
食事	ひとりできる	介助があればできる	できない
用便(月経)の始末	ひとりできる	介助があればできる	できない
衣服の着脱	ひとりできる	介助があればできる	できない
簡単な買物	ひとりできる	介助があればできる	できない
家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
戸外での危険から身を守る(交通事故)	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない